

平成28年2月26日裁決

主文

厚生労働大臣が、平成〇年〇月〇日付で再審査請求人に対してした、後記「理由」欄第2の2記載の原処分は、これを取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、国民年金法(以下「国年法」という。)による障害基礎年金及び厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)による障害厚生年金(以下、併せて「障害給付」という。)の支給を求めるとのことである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、慢性腎臓病(以下「当該傷病」という。)により障害の状態にあるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、事後重症による請求として、障害給付の裁定を請求した。

なお、裁定請求書には、当該傷病の発生した日及び初診日として「平成〇年〇月頃」と記載されている。

2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「障害厚生年金を受給するためには、傷病の初診日が厚生年金保険の被保険者であった間であることが要件の1つとなっていますが、現在提出されている書類では、当該請求にかかる傷病(慢性腎臓病の原因である糖尿病)の初診日が平成〇年〇月頃(厚生年金保険の被保険者であった間)であることを確認することができないため。」という理由により、障害給付の裁定請求を却下する旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服とし、当該傷病の初診日が平成〇年〇月頃と認められない場合は、平成〇年頃又は平成〇年〇月〇日を初診日として認めることを求めると主張して、〇〇厚生局社会保険審査

官に対する審査請求をしたが、これが棄却されたことから、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 問題点

1 障害厚生年金は、障害の原因となった傷病(その障害の直接の原因となった傷病が他の傷病に起因する場合は当該他の傷病を含む。以下同じ。)につき初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下「初診日」という。)が昭和61年4月1日以後であり、かつ、その初診日において厚生年金保険の被保険者であること、又はその障害の原因になった傷病の発生した日が昭和61年4月1日前であり、かつ、その日において厚生年金保険の被保険者であることのほか、保険料納付に関する要件として、初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間(厚生年金保険の被保険者期間を含む。以下同じ。)があり、かつ、① 当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の3分の2以上であること、又は、② 当該初診日の属する月の前々月までの1年間のうちに保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の被保険者期間がないことのいずれかの要件を満たしていなければならない(以下、この①及び②の要件を「保険料納付要件」という。)、とされ、さらに、障害認定日あるいは裁定請求日において、その傷病による障害の状態が、国年法施行令(以下「国年令」という。)別表に定める程度(障害等級1級及び2級)又は、厚年法施行令(以下「厚年令」という。)別表第1に定める程度(障害等級3級)に該当することが必要とされている(厚年法第47条、第47条の2及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第64条第1項、国年令第4条の6、厚年令第3条の8)。

そして、障害等級2級以上の障害厚生年金が支給される者には、併せて障害基礎年金が支給される。

2 本件裁定請求が、当該傷病による障害を支給事由として請求されたものであることは、本件記録から明らかであるところ、本件では、請求人の当該傷病に係る初診日（以下「本件初診日」という。）が、厚生年金保険の被保険者であった期間（以下「厚年期間」という。）中にあることを確認することができないとした保険者の原処分に対し、請求人は、本件初診日が平成〇年〇月頃と認められない場合は、平成〇年頃又は平成〇年〇月〇日である旨主張しているのであるから、本件の問題点は、まずは、本件初診日がいつかということであり、次いで、本件初診日における請求人の厚生年金保険の被保険者資格の有無及び前述の保険料納付要件の具備、そして、これらが肯定されたときは、裁定請求日当時における当該傷病による障害の状態（以下「本件障害の状態」という。）がどの程度かということである。

第4 当審査会の判断

1 本件初診日について判断する。

(1) 初診日に関する証明資料は、国年法及び厚年法が、初診日を障害給付の受給権発生の基準となる日と定めている趣旨からいって、直接その診療に参与した医師又は医療機関が作成したもの、又はこれに準ずるような証明力の高い資料でなければならないと解するのが相当である。

また、国年法及び厚年法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省の発出したものとみなされて、引き続きその効力を有するものとされ、当審査会も、障害の認定及び給付の公平を期するための尺度としてそれに依拠するのが相当であると考え、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」（以下「認定基準」という。）は、「第1 一般的事項」の「3 初診日」で、「初診日」とは、「障害の原因となった傷病につき、初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日を

いう。」としているところ、障害の原因となった傷病の前に、その傷病と相当因果関係があると認められる傷病があるときは、最初の傷病の初診日をもって、障害の原因となった傷病の初診日となると解するのが相当である。

(2) 本件についてこれを見ると、本件初診日に関する客観的資料として取り上げなければならないのは、① a病院 b科・A医師作成の平成〇年〇月〇日現症に係る同年〇月〇日付診断書（以下「本件診断書」という。）、② c病院（以下「c病院」という。）・B医師作成の平成〇年〇月〇日付受診状況等証明書、③ d病院・C医師作成の平成〇年〇月〇日付受診状況等証明書である。そして、①には、傷病名として当該傷病が掲げられ、傷病の発生年月日「不明（診療録には記載なし）診療録で確認」、そのため初めて医師の診療を受けた日「不明（診療録には記載なし）診療録で確認」、傷病の原因または誘因「糖尿病性腎症 初診年月日（平成〇年〇月〇日）」、既往症「糖尿病」、診断書作成医療機関における初診年月日「平成〇年〇月〇日」、その時の所見として「〇年ほど前に糖尿病を指摘、〇年前頃より近医にて内服薬を処方されていた。〇年に近医にて糖尿病性網膜症と診断されレーザー治療を施行。その後、近医のd病院でフォローされ〇年〇月 s C r 5. 1 7 mg / dl と腎不全となり、〇年〇月〇日当科初診。その後、近医で再フォローして頂いたが、〇年〇月〇日尿毒症が著しくなり、同日当科に緊急入院となった。」、現在までの治療の内容、期間、経過等として「〇年〇月〇日より緊急血液透析導入した。又 腹膜透析をご希望され、〇年〇月〇日に腹膜透析用カテーテル留置術施行。その後、腹膜透析へ完全移行し、現在、外来フォロー中である。」、診療回数「年間〇回、月平均約〇回」、手術歴「手術名（腹膜透析用カテーテル留置術）、手術年月

日（〇年〇月〇日）」と記載されている。②には、「当時の診療録より記載したものです。」として、傷病名は「糖尿病網膜症」が掲げられ、発病年月日「平成〇年頃」、傷病の原因又は誘因「糖尿病」、発病から初診までの経過として「前医からの紹介状はありますか。⇒無」とし、「H〇年頃 左視力低下があり 受診」、初診年月日「平成〇年〇月〇日」、終診年月日「平成〇年〇月〇日」、終診時の転帰「中止」、初診から終診までの治療内容及び経過の概要として「H〇年〇月〇日左眼 H〇年〇月〇日右眼の硝子体手術を上記疾患のために行いました。H〇年〇月〇日以降来院されていません」と記載されている。③には、「当時の診療録より記載したものです。」として、傷病名は「糖尿病」が掲げられ、発病年月日「平成〇年〇月〇日」、傷病の原因又は誘因「不詳」、発病から初診までの経過として「前医からの紹介状はありますか。⇒有」とし、「平成〇年〇月〇日 c病院より#糖尿病性網膜症と硝子体出血で、糖尿病のコントロール目的で当院に紹介となった。」、初診年月日「平成〇年〇月〇日」、終診年月日「平成〇年〇月〇日」、終診時の転帰「転医」、初診から終診までの治療内容及び経過の概要として「#糖尿病に関しては内服（オイグルコン、メトグルコ、ベイスン）でHbA_{1c}は5.6前後にコントロール #糖尿病性腎症、腎性貧血に対しては、エリスロポエチンの注射、浮腫に対してはラシックスの注射を行っていたが、Cr9.29に上り、a病院に紹介した。」と記載されている。

そして、請求人作成の病歴・就労状況等申立書によれば、平成〇年〇月頃、会社の健康診断で糖尿病の指摘を受け、e病院に通院し投薬治療を受けたことをもって、本件初診日であると主張しているものの、請求人作成の受診状況等証明書が添付できない申立書

によれば、同医院に当時のカルテ等の診療録が残っていないため、上記受診に係る受診状況等証明書は添付できないとしている。

また、平成〇年頃に、会社の健康診断での指摘により〇〇のf病院を糖尿病により受診したと申し立てているが、請求人及び再審査請求代理人が申し立てたのみで、本申し立てを裏付ける客観的資料は存しない。

これらの事実によれば、請求人は、平成〇年〇月〇日にc病院を受診して「糖尿病網膜症」と診断されているところ、この傷病は当該傷病の原因である糖尿病と相当因果関係を有すると認められ、その日よりも前に当該傷病ないしはこれと相当因果関係を有すると思われる疾病等により、医師の診療を受けたこと又はこれに準ずる事実のあったことを裏付ける客観的資料は存しないのであるから、上記の平成〇年〇月〇日をもって本件初診日と認めるのが相当である。

2 その余の点について判断する。

(1) 本件記録によれば、本件初診日までの請求人の厚年期間は、昭和〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで、同年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までであることが認められるので、本件初診日において、請求人は厚生年金保険の被保険者ということになる。

(2) そして、請求人は、本件初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月である平成〇年〇月まで厚年期間があり、その国民年金の被保険者期間は、請求人が厚生年金保険の資格を取得した昭和〇年〇月から平成〇年〇月までの〇月であるところ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間は、平成〇年〇月及び〇月を除く前記(1)の厚年期間で合計月数は〇月となり、それは〇月の3分の2以上と認められ、請求人は、前記第3の1の①の保険料納付要件を満たしていることになる。

(3) 次に、本件障害の状態が、厚年令別表第1に定める程度以上に該当しているかどうかを検討するに、当該傷病による障害で、障害等級1級の障害給付が支給される障害の程度としては、国年令別表に「身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの」(9号)が、障害等級2級の障害給付が支給される障害の程度としては、国年令別表に「身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」(15号)が、障害等級3級の障害厚生年金が支給される障害の程度としては、厚年令別表第1に「身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの」(12号)及び「傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの」(14号)が、それぞれ定められている。

認定基準の「第2 障害認定に当たっての基本的事項」の「1 障害の程度」によれば、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度とは、他人の介助を受けなければほとんど自分の用を弁ずることができない程度のもので、例えば、身のまわりのことはかろうじてできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないうもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね就床室内に限られるものであるとされ、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生

活に著しい制限を加えることを必要とする程度とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度のもので、例えば、家庭内の極めて温和な活動(軽食作り、下着程度の洗濯等)はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないうもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものであるとされている。

(4) 認定基準の第3第1章第12節/腎疾患による障害によれば、腎疾患による障害の程度は、自覚症状、他覚所見、検査成績、一般状態、治療及び病状の経過、人工透析療法の実施状況、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとし、当該疾病の認定の時期以後少なくとも1年以上の療養を必要とするものであつて、長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものを1級に、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものを2級に、また、労働が制限を受けるか又は労働に制限を加えることを必要とする程度のものを3級に該当するものと認定するとされ、腎疾患により1級に相当すると認められるものの例示として、次表に示す検査成績が高度異常を示すもので、かつ、一般状態区分表(これは本件診断書の一般状態区分表アないしオと同じ内容のものである。以下同じ。)のオに該当するものが、2級に相当すると認められるものの例示として、① 次表に示す検査成績が中等度異常を示すもので、かつ、一般状態区分表のエ又はウに該当するもの、② 人工透析療法施行中のもの、のいずれかに該当するものが、3級に相当すると認められるものの例

示として、次表に示す検査成績が軽度異常を示すもので、かつ、一般状態区分表のウ又はイに該当するものが、それぞれ掲げられており、慢性腎不全の検査項目及び異常値の一部が次のとおり示されている。

区分	検査項目	単位	軽度異常	中等度異常	高度異常
ア	内因性クレアチンクリアランス値	ml/分	20以上 30未満	10以上 20未満	10未満
イ	血清クレアチニン濃度	mg/dl	3以上 5未満	5以上 8未満	8以上
ウ	① 1日尿蛋白量	g/日	3.5g以上を継続する		
	② 血清アルブミン	g/dl	かつ、3.0g以下		
	③ 血清総蛋白	g/dl	又は、6.0g以下		

(注：「ウ」の場合は、①かつ②又は①かつ③の状態を「異常」という。)

そして、人工透析療法施行中のものについては、2級と認定するとされ、なお、主要症状、人工透析療法施行中の検査成績、具体的な日常生活状況等によっては、さらに上位等級に認定するとされている。

(5) 裁定請求日当時における本件障害の状態についての資料としては、本件診断書が存するところ、それによれば、前記1の(2)の記載に続けて、次の記載があることが認められる。

(略)

(6) 前記(5)で認定した本件障害の状態は、平成〇年〇月〇日に初めて人工透析を開始し、その後も継続して、現在も人工透析を受けているので、前記(4)のとおり、これのみで2級と認定される。そして、主要症状、人工透析療法施行中の検査成績、具体的な日常生活状況等により総合的に判断してさ

らに上位等級に認定するとされているところ、現症時における臨床所見において、他覚所見では浮腫、貧血が「有」とされているが、自覚症状及び他の他覚所見は「無」とされ、検査成績において血清クレアチニン濃度が認定基準上の高度異常に該当するものの、その他に認定基準上の高度異常値を示すものではなく、一般状態区分は「ウ」と判断され、現症時の日常生活活動能力及び労働能力は、緊急血液透析から腹膜透析へ移行したが、腹膜透析に関連した感染やインスリン療法の調整、尋常性乾癬の増悪、除水不良に対するメニュー調整などもあり、最近は安定し、〇年〇月〇日以降は、軽労働であれば可能であるとされていることから、これらを総合勘案すると、それは、腎疾患で1級に相当すると認められる例示に該当しないし、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度に相当する程度に至っているとまではいえない。

3 以上によれば、裁定請求日当時における本件障害の状態は、国年令別表に定める2級の障害の程度に該当すると認められるから、請求人には平成〇年〇月〇日とその受給権発生日とする障害等級2級の障害給付が支給されるべきである。当審査会の上記判断と趣旨を異にする原処分は妥当でないから、これを取り消すこととして、主文のとおり裁決する。